

江東区長期計画 区民アンケートにご協力を 3,000人に調査票を郵送

区では、令和2年度から11年度までを計画期間とする、江東区のまちづくりと区政運営の具体的指針となる「江東区長期計画」を令和2年3月に策定しました。計画では、教育や福祉、環境などの各施策における目標の達成度合いを測るための「成果指標」を設定することで、計画の進捗が状況を数値で把握し、区の現状が目標に向かって進んでいるか、評価を行っています。この成果指標の現状値を

江東区明るい選挙推進委員募集

公正な選挙の啓発活動にご協力を

明るい選挙推進委員とは、投票率の向上を図り、公平で不正のない明るく正しい選挙を実現するため、ボランティアで選挙の啓発活動に取り組んでいる方々です。4月から活動を始める推進委員を募集します。

【主な活動内容】
○政治・選挙への関心を高めるための「話しあい」活動
○選挙時の街頭啓発等
○期日前投票所の投票管理者・立会人

【任期】
4月1日(金)～令和6年3月31日(日)の2年間

【応募対象者】
次の条件を満たす方15人程度
※地域のバランスを考慮し選考

食品衛生監視指導計画(案) 食の安全・安心を守るために ご意見募集

令和4年度江東区食品衛生監視指導計画(案)を公表しています。計画(案)に対するご意見をお寄せください。

令和4年度江東区食品衛生監視指導計画(案) 概要

【目的】
区民の健康を守るために、食品衛生法に基づいた監視指導を実施して食生活の安全を確保します。

【主な監視指導事業と重点監視

パリアフリー化により 誰もが利用できる施設に 改修工事費の一部を助成

区では、不特定多数が利用する店舗や診療所などでパリアフリー改修工事を行う際、工事費の一部を助成する「やさしいまちづくり施設整備助成」を実施しています。



助成対象となる改修工事は、車いすを利用しての方や高齢者の方なども利用しやすくなるよう、狭い出入口の改修、スロープや手すりの設置、トイレの洋式化などです。

工事前に申請が必要ですので事前にご相談ください。

※こうとう情報ステーション(区役所2階)、豊洲特別出張所・各出張所などで本事業を案内するチラシを配布しています。

ぜひご覧ください。

「対象施設物販店舗、飲食店、サービス店舗、医療等施設など」
※他にも対象施設がありますのでお問い合わせください

【助成件数】年度内7件程度
【助成額】改修工事費の3分の2以内の額(上限30万円)

【まちづくり推進課まちづくり担当】
☎(3647)9719
FAX(3647)9009
✉ machizukuri@city.koto.lg.jp

腸管出血性大腸菌)について予防対策を行います。

また、大規模調理施設・社会福祉施設・児童福祉施設等の監視も実施します。

②違反食品、輸入食品等に係る事業
違反食品等が発見された場合には、関係機関と連携し、速やかに回収や廃棄等の危害除去の措置をとります。

③適正な食品表示に関する事業
適正な食品表示が実施されるよう、区内の製造所および販売店において表示内容の点検と指導を行います。

④豊洲市場に関する事業
豊洲市場内の飲食店等については、東京都と連携して監視指導を行います。また、市場周辺で開催されるイベント等に出店し食品を提供する店舗への監視を行います。

⑤食品衛生監視指導計画(案)の閲覧場所
こうとう情報ステーション(区役所7階第71、73会議室)

協働啓発セミナー 2/19(土)

よりよい暮らしをつくるために あなたにできることー地域共生社会と協働

江東区を誰もが住みやすく、魅力的なまちにするためには、日ごろから地域で活動している市民活動団体等と区が協力して地域課題を解決し、まちづくりを進めていくことが大切です。

セミナーでは、行政との協働をよく知る講師が皆さんの疑問や不安に答えます。

「地域のために何か活動したい」、「地域課題を区とともに解決したい」という方の参加をお待ちしています。

【日時】2月19日(土)午後1時半～4時半

【講義テーマ】
○地域福祉の考え方「ちいき」での「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせをつくる

○地域共生社会と住民主体
○協働ってなに？ー行政との協働に必要なこと

○江東区の協働事業
【師】大島隆代(江東区市民協働推進会議副会長)

【締】2月9日(水)※定員になりしだい終了

【申】1月26日(水)から電話またはメールで①協働啓発セミナー申込②氏名③電話番号④メールアドレス⑤活動している方は所属団体名を記入し、地域振興課区民協働推進担当へ

※区ホームページからも申込できます

☎(3647)8570
FAX(3647)8441
✉ kotocommu@kabaynet.ne.jp



視指導を行います。

「食品等取扱事業者による自主的な衛生管理の推進」
食品衛生法の改正により、HACCP(ハサップ)による衛生管理が義務化されました。食品等取扱事業者への普及啓発と衛生管理のレベルアップに努めます。

【情報提供および意見交換】
食品衛生に関する情報を、区報や定期的に発行する食品衛生ニュースでお知らせします。さらに、講習会を通じて事業者や区民に情報を提供します。

また、公開されている食品衛生推進員会議等において、区民・事業者・行政担当者間で意見を交換します。

【江東区食品衛生監視指導計画(案)の閲覧場所】
こうとう情報ステーション(区役所7階第71、73会議室)

役所2階)、保健所生活衛生課各保健相談所※区ホームページからもご覧になれます

※皆さんからいただいたご意見は最終決定において参考とさせていただきます。なお個別回答は行いません

【意見募集期限】
3月4日(金) 必着

【意見の提出方法と提出先】
①住所②氏名③ご意見を記入し、〒135-0016東陽2-1-1保健所生活衛生課の安全係へ郵送、ファクス、メールまたは窓口で
※区ホームページからも提出できます

☎(3647)5812
FAX(3615)7171
✉ hc-shokuhin@city.koto.lg.jp